

まらり

酒田市農業委員会報 No.35



「虫送り」 ～広野地区～

特集

農地中間管理事業が始まります (2、3面)

農地に関する意向調査にご協力をお願いします (4面)

農地を転用する時は 農地法の許可が必要です (5面)

農地の適切な管理を

新規就農者の紹介 Fresh Farmer はじめの一步 (6面)

若手農業者リレーエッセー かぜ

農業一筋 短信 (7面)

酒田の“旬”を食す 一夏一 (8面)

26年 夏季号

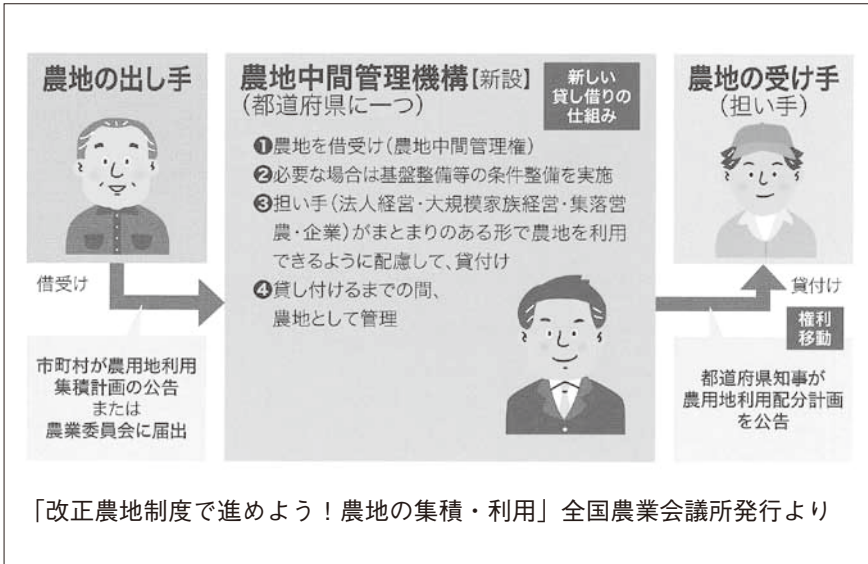
特集

農地中間管理事業が始まります

これまでの農地の流動化をさらにおし進めるために「農地中間管理事業」が創設されました。農地を貸したい農家から、「農地中間管理機構」が借受け、規模拡大を図る担い手等へ農地を貸付ける制度です。

それにより、集団的に農地を集積することが可能となり、生産性の向上やコスト削減につながることが期待されます。

なお、農地法や農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）による農地の貸し借りも、これまで通り行われます。



『農地中間管理機構』とは

農地中間管理事業を行うために、各都道府県に一つ、都道府県知事の指定により「農地中間管理機構」が設置されました。

山形県は、「公益財団法人やまがた農業支援センター」が知事の指定を受けています。

また、農地中間管理機構（以下「機構」）は、農地中間管理事業を円滑に実施するため、業務の一部を市町村等へ委託ができることになっています。

酒田市では、酒田市農業再生協議会に業務が委託されています。

『酒田市農地集積センター』とは

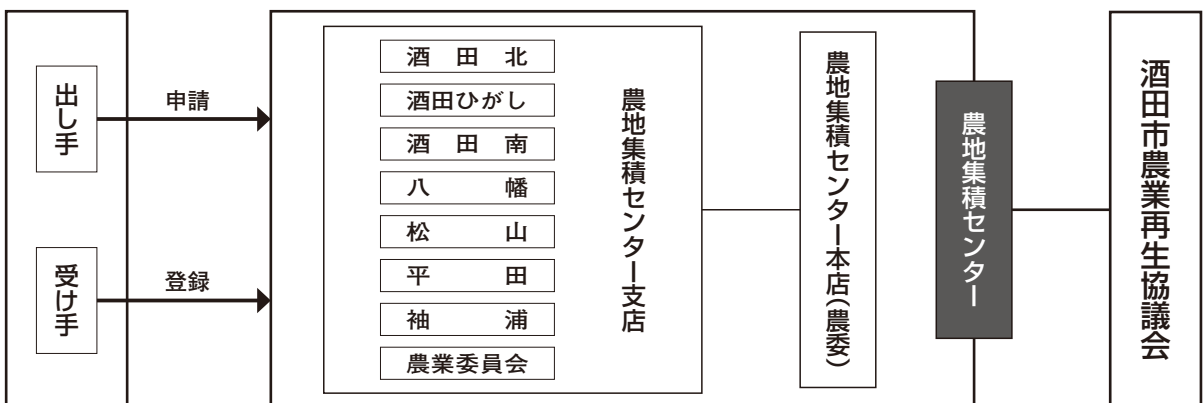
さらに、酒田市では、酒田市農業再生協議会の中に、「酒田市

農地集積センター」を設置し、農地中間管理事業を実施していきます。

庄内みどり農協の酒田北・酒田ひがし・酒田南・八幡・松山・平田支店の6支店、袖浦農協・農業委員会事務局の合わせて8支店に農地集積センターの支店を設置します。

農地集積センター支店では、出し手から機構に対して貸付けする農地の事務手続きと、登録された受け手への配分計画、それに伴う受け手の手続きについて、事務を担います。

さらに集積センター支店を総括して、酒田市農業委員会事務局に本店を設置し、酒田市全体の農地利用配分計画の案を作成します。



『農地中間管理事業の流れ』

この事業による農地の借受け、貸付けは、農地集積センターの支店が窓口となり、次のようになります。

【受け手】

農地中間管理事業の受け手となるためには、応募をして登録しておく必要があります。応募後に、地域農業の発展に資することを条件に貸付けが決定されるため、貸付けが受けられない場合もあります。

(注) 集落営農組織の構成員は農地中間管理事業の受け手とはなりません。

◆受け手募集◆

今年度の募集は次のとおり行われます。

- 《1回目》 7月10日(木)～8月11日(月)
- 《2回目》 9月上旬に2回目を予定

いずれも、農業委員会事務局、各総合支所建設産業課、庄内みどり農協営農課、袖浦農協で応募を受け付けます。

また、登録情報の一部をインタ

ーネット等で公表しますので、それに対する承諾が必要です。

【出し手】

農地所有者からの申し出により、機構が農地を借受け、適正な受け手に貸付けていきます。

農地としての利用が著しく困難なもの是对象となりません。ただし、状況に応じては、貸付けが決まるまで(最長2年間)機構が借受け、管理をしますが、受け手が見つからない場合は、農地は所有者に返還されます。

◆出し手募集◆

9月から随時受け付けを行う予定です。

【貸付け決定】

応募により登録された受け手希望者のニーズや、貸付決定ルールに基づき、地域農業の発展に資することを条件に、貸付けが決定されます。



農地中間管理事業に対する支援

機構に対し、農地中間管理事業により、農地を提供した出し手には、次の3つの機構集積協力金の支援が受けられます。

◆地域集積協力金

《交付対象者》
地域
《交付要件》
「地域」内で、機構へ農地を貸付けた割合に応じ交付金が交付されます。※「地域」とは集落、大字など外縁が明確な同一市町村の区域

《交付単価》10 a当
2割超～5割以下…2万円
5割超～8割以下…2.8万円
8割超…3.6万円
(H27年度まで。H28・29年度は $\frac{3}{4}$ 、H30年度は $\frac{1}{2}$)

◆経営転換協力金

《交付対象者》
経営転換する農業者・離農する農業者・農地の相続人

《交付要件》
全農地を10年以上機構に貸付け、かつ、機構から受け手に貸付けられること

《交付単価》

0.5 ha以下 …30万円
0.5 ha超2 ha以下…50万円
2 ha超 …70万円

◆耕作者集積協力金

《交付対象者》
機構の借受農地に隣接する農地または2筆以上の隣接する農地を

①自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者

②所有者が機構に貸付けた場合の当該農地の耕作者

《交付要件》
交付対象農地を10年以上機構に貸付け、かつ、機構から受け手に貸付けられること
《交付単価》10 a当
2万円
(H27年度まで。H28・29年度は $\frac{1}{2}$ 、H30年度は $\frac{1}{4}$)

12月まで決定された貸し借りが当該年度の交付金の対象となります。

農地に関する意向調査にご協力をお願いします

農地法の一部改正に伴い、農業委員会による農地基本台帳の整備と公表が法律に位置付けられました。これに伴い農業委員会が管理する農地基本台帳の記載内容を基に作成した「農地に関する意向調査」を実施します。

農地に関する意向調査と農地情報の内容確認をお願いします。

農地の効率的な利用を促進し担い手への農地集積・集約を進めるための基礎データ収集を目的に「農地に関する意向調査」を実施します。農地の経営面積が10a以上の世帯を対象としています。

この調査票には、1月1日現在の経営農地の状況（法務局の登記地目面積、税務課の現況課税地目面積、自作地、借受地、貸付地等）が記載されています。

意向調査票の記入にあたり、次の内容をチェックしましょう

■ 一筆ごとの農地情報に修正等がないか内容をご確認ください。
 ■ 所有地で3年の間に「貸したい」または「売りたい」と考えている場合は、一筆ごとに「貸したい」または「売りたい」に○を付けてください。現在、賃貸借等の契約を結んでいる農地については、記入する必要はありません。

■ 貸付、売却に関する所有者の意向について、公表に同意した場合は「貸付け希望」または「売却希望」があることについて、インターネットや農業委員会の窓口で公表されます。（平成27年4月1日から予定）

■ 意向調査票に必ず押印、連絡先（電話番号）を記入して提出してください。

配付方法

8月下旬（予定）に郵送で配付します。

提出方法

9月中旬（予定）まで同封の返信用封筒で農業委員会事務局へ提出してください。

農地基本台帳の公表事項について

・農地基本台帳の法定化に基づき、農地基本台帳に記録された事項について、インターネット・農業委員会窓口で公表されます。（平成27年4月1日予定）

項目	公表		備考
	インターネット	農業委員会窓口	
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○	
賃借権等の種類・存続期間	○	○	
耕作者ごとの整理番号	○	○	
遊休農地の措置の実施状況	○	○	
貸付・売却に関する所有者の意向	△	△	公表に同意した場合のみ公表
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	○	○	
所有者の氏名・名称	×	○	
賃借人等の氏名・名称	×	○	
耕作者の氏名・名称	×	○	
所有者の住所	×	×	
賃借人等の住所	×	×	
借賃等の額	×	×	
権利移動に係る手続の根拠法	×	×	
納税猶予の適用状況	×	×	
その他の事項	×	×	

○がついた項目は公表します。 △がついた項目は公表に同意した場合のみ公表します。
 ×がついた項目は公表しません。

注意事項

貸付・売却意向や記載内容の修正がない農家は提出不要です。実際に、農地の貸付けや売却を希望する場合は、今回の意向調査とは別に申請書の提出が必ずとなりますので農業委員会事務局までお問い合わせください。

一 記入例 一

農地に関する意向調査票

調査表枚数 1/1

〒 998-8540	選挙区
住所 酒田市本町二丁目2番45号	農家番号
Tel 26-5767	
氏名 酒田 一郎	必ず押印してください。 連絡先を記入してください。

項	所 在				登 記		現 況		貸付・売買意向調査 (○を付けてください)	公表の同意		所 有 者
	大字/小字	地番	枝番	内番	地目	面積㎡	地目	面積㎡		同意する	同意しない	
1	本町二丁目	2	40		田	3,000.00	田	3,000.00	貸したい・売りたい	同意する	同意しない	酒田 一郎
2	本町二丁目	2	41		田	3,000.00	田	3,000.00	貸したい・売りたい	同意する	同意しない	酒田 一郎
3	本町二丁目	2	42		田	1,000.00	田	1,000.00	貸したい・売りたい	同意する	同意しない	酒田 一郎



農地を転用する時は 農地法の許可が必要です 『違反転用』は絶対ダメ!

農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法の許可申請または届出が必要ですが、許可を受けないで行われる、「違反転用」が酒田市でも見受けられます。

農業者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努めましょう。

○農地転用とは

農地を住宅や駐車場、資材置場、山林など農地以外の用途に転換することです。一時的に利用する場合も転用になります。

○農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

○農地転用するためには

農地を転用する場合は、原則として、知事（酒田市は権限移譲を受けているので、農業委員会）の許可を受けなければなりません。許可を受ける場合は、農業委員会への許可申請が必要です。

※市街化区域の農地は許可を要しませんが、必ず届出（随時受付）が必要です。

○違反転用には罰則が

転用許可を受けないで農地転用を行った場合は、農地法に違反することになり、

- (1) 農地等の権利取得の効力が生じない
- (2) 原状回復その他の違反行為の是正措置を命じられる
- (3) 罰則を適用（懲役または罰金）される

など、厳しく罰せられます。

○まずは相談が大事

転用する場所や事業内容によって、許可基準および申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局もしくは各総合支所建設産業課までご相談ください。

詳しくは、酒田市ホームページもご覧ください。

農地の適切な管理を
〜農地パトロール実施中〜

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積を図るため、年間を通じて利用状況調査を行っています。また、七月から九月を強化月間に設定し、遊休農地や違反転用等の早期発見・是正に取り組んでいます。

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であり、農業者にとっても重要な生産基盤ですが、一旦荒れてしまつと、復旧には多大な労力と費用が必要になります。

◆利用意向調査を行います

パトロールによって確認した遊休農地について、農地所有者等に今後の管理の意向を調査し、遊休農地解消へ向けた活動に役立てます。

地域の優良な農地を守り、大切な資源を次世代に引き継ぐため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



太陽光パネル用地への転用は？

再生可能エネルギー施設（太陽光パネル等）への転用は、法律が施行されるなど一部緩和されていますが、事前の許可申請または届出は原則必要です。

また、再生可能エネルギー施設（太陽光パネル等）には転用できない農地もありますので、ご相談の上、ご確認ください。

《転用申請から許可まで》

受付締切日 毎月25日（25日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）
↓
審査・決定 農業委員会
↓
許可書交付 翌月20日頃

※約1カ月の期間は必要です。
早めの相談と申請書類の提出を！

Fresh Farmer はじめの一步

～ 新規就農者の紹介 ～



坂野辺新田
地主 友徳

庄内にワイナリーを

Uターン就農して二年目になります。

以前は県外の家電量販店に勤務していました。実家は専業農家で、水稲、柿、メロン、ナス、トマト他各種野菜の栽培を行っていました。

私は、学生時代に農業にあまり興味がありませんでしたが、実家を離れ県外で生活する間、たびたび実家から送られてくる野菜がスーパーのものに比べてもおいしく、とてもありがたく感じました。生命の源である食べ物を自然の力を借りて作る農業ってやっぱり良いなと思いました。農地があり、農業ができる。ベテラン農家の両親に教えてもらうことができる。当たり前と思っていたことが、実はとても恵まれているのだと思

至りました。両親が健在なうちに家業を継承しようと考え、就農を決意しました。

昨年は農業大学に通い、新規就農支援研修を受講しました。農業大学校での講義、集合研修においては、先進農家による話や、共に新たに農業を始めようとしている研修生仲間との交流なども、大いに刺激になりました。

中でも昨年、農業大学校の集合研修で新潟市西蒲区（にしかぐ）のカーブドッチワイナリーに行った際、一面に広がるぶどう畑に大変驚きました。庄内砂丘に似た土壌、気象条件の日本海沿岸の砂丘地で立派にワイン用ぶどうが育つということ。そのワインが大変素晴らしく、魅了されました。

庄内でシャルドネ、カベルネ・ソーヴィニヨンなどのワイン用ぶどうの栽培をやりたいと思い、県内のワイナリーを訪ねたり、様々な本を読んだりしています。いつか庄内にワイナリーを、という夢を抱きつつ、現在はナスとトマトのハウスで汗だくになりながら奮闘する日々です。

かぜ

～ 若手農業者リレーエッセー～



私は、運送会社に勤めた後に就農して十年目になります。経営は、水稲、ブロッコリー、キャベツ、カブなどの野菜の栽培、そして、主に夏、秋野菜の苗作りを行っています。夏は、ナス、ピーマン、キュウリの外に三十種類以上の品種を作っています。

就農当初は、ナスやキュウリの接木作りに苦労しました。少しでも管理を怠ると、せっかく苦労して接木した苗がダメになったりと、勉強不足の毎日でした。地元の青年部に入り、先輩方、後輩たちと活動しながら多くのことを学び、今も勉強中です。悩み事がある時も、飲

地域の大切さ

宮海 鈴木 康 敬

み会の場で語り合いながら元気になる時もあり、楽しい経験をさせてもらっています。他の地域の青年部の方々との交流でも同じように情報交換をしたり、酒の場で盛り上がりたり、こういう経験が今後の自分の農業人生の宝物になっていくのだと思います。

私の地元の小学校では畑を作っています。自分の作った野菜苗を提供し、毎年子どもたちと野菜作りをしています。「キュウリおいしけえ」「ピーマン苦くて苦手だあ」と、色々な子どもたちの声を聞くと、少しでも作物を育てる楽しさ、辛さなどを体験しながら野菜に対して興味を持つてくれていることに、嬉しさを感じます。

TPP問題、後継者不足など、これから様々な問題に直面すると思いますが、地域の方々、青年部の盟友のみなさんと共に、農業の、そして地域の大切さを伝えていきたいと思っています。

農業一筋

八幡地区・大蔵

後藤 孝之助
徳 枝 ご夫妻



農業委員がおじゃましてお聞きしました!

孝之助さん（七三歳）と徳枝さん（七十二歳）ご夫妻は、お二人で農業に携わってきました。孝之助さんは高校生の時に農業を始めたそうです。中山間地での営農は草刈りに除草作業と容易ではなかったと振り返ります。今も長男の協力を得ながら四六〇aの水田を経営する現役農業者の孝之助さんは、稲作の外、葉物野菜やジャガイモ等を生産し産直「たわわ」に出荷していますが、孟宗の最盛期には一日一〇〇kgの孟宗を出荷する日々が続きます。また、グリーン・ツーリズムの体験メニュー「孟

宗と山菜の収穫」も行っていて、県内各地から体験に訪れます。

かつて県縦断駅伝競走大会に6回の出場経験があるスポーツマンの孝之助さんの最近の楽しみは仲間とのグラウンドゴルフ。週3回の練習は欠かしません。

孝之助さんは、合併直前まで旧八幡町の農業委員会長として、農業の振興に尽力されました。ハウス等を活用した周年栽培で、安定した収入を得ることが大切

と若い人たちへのアドバイスも。「農業はこれでいいということはない。健康な限りいつまでも挑戦したい」と意気込みを語ってくれました。

ユーモアあふれる会話で笑いの絶えない後藤さんご夫妻、これからも仲良く農業をお続けください。
(遠田君雄委員)



短 信

新農業委員の紹介

高橋 武 委員



酒田市袖浦農業協同組合からの推薦による選任委員の阿部博明氏が退任され、六月二十一日付で高橋武氏が選任されました。よろしくお願いいたします。

第2回 農業委員会の 出前相談を開催します

農地の貸借・売買・転用等農地に関することや農業者年金についてのご相談はありませんか？

農業委員が出向いて、ご相談をお受けいたします。

◇日 時 9月4日(木)
午前9時~正午

◇場 所 平田総合支所 102会議室
(正面玄関わき 旧出納室)

(平田地区以外の方も参加いただけます)

※今後、上記以外の地区でも実施の予定です。



農業委員がご相談に応じます

Rose & Garden 婚活イベントを開催します



日 時：10月11日(土) 13:30~
会 場：池田ばら園、リッチ&ガーデン酒田
内 容：バラの収穫体験とブーケ作り
交流パーティー

※詳しくは、市広報9月1日号または市ホームページをご覧ください。

酒田の“旬”を食す 夏

地元では「ねじり」「舌平目」と呼ばれていますが、フランスでは「ソール」といい、フランス料理には欠かせない食材です。

久しぶりに早起きをして酒田の魚市場に出向いたら、うまそうなねじりが揚がっていました。30年くらい前の市場では、一箱数百円で買えたと記憶します。あまり生きが良いので買ってみました。今や立派な高級魚になっていました。

一昔前の酒田では、煮つけか塩焼きで食べられていたと聞いていますが、ムニエルにするとその独特のくせがレモンとバターソースでとてもおいしくなります。

ご家庭でも簡単に作れますので、今回はソール・ア・ラ・ムニエルに地元の夏野菜を添えて、召し上がれ！



「食の都庄内」
親善大使
レストラン ロアジス
グランシェフ
太田 政宏



ソール・ア・ラ・ムニエル
(舌平目のムニエル)

ソール・ア・ラ・ムニエル (舌平目のムニエル)

材料 (4人前)

- ・舌平目 (ねじり)…………… 2枚
- ・塩コショウ…………… 少々
- ・小麦粉…………… 少々
- ・サラダオイル…………… 少々
- ・レモン…………… 1/2個
- ・パセリみじん切り…………… 少々
- ・バター (有塩)…………… 50g
- ・付け合わせの夏野菜…ナス、オクラ、ズッキーニ、鶏渡川原きゅうり(めっちえきゅうり)等

作り方

- ① 舌平目の白い方のうろこをきれいにこそげ取り、水洗いする。
- ② 裏返して黒い方の皮をむく。
(皮のむき方：口もとを包丁でこそげ皮が少しむけたらふきんを使って一気にむく)
- ③ 頭を切り、黒いヒレを包丁で切り取る。
- ④ ③に塩コショウし小麦粉を付ける。
- ⑤ フライパンにサラダオイルを入れ両面に焼き色を付けながら皮はパリッとさせ、身に火を通す。
- ⑥ 皿に盛り付けレモン汁をたっぷりかけ、パセリのみじん切りをかける。
- ⑦ フライパンにバターを入れ火にかけ、きつね色になったらパセリの上からざっとかける。
- ⑧ 素揚げした夏野菜を付け合わせる。

編集

後記

「毎日あっちえぐでのー」と、早朝の水田に作業に来た人同士。七月初旬、真夏の暑さに比べれば風があるだけいいか、まして日が射す前の早朝はさわやかで元気がもらえ、まさに三文の徳というところ。雨の少ない梅雨もあと少しで厳しい真夏である。あいさつする人の中に、会社勤めで農作業は週末に頑張っている方もいる。大変ながらも農業の魅力も感じて世代交代した様子。経済面での魅力は薄いものの…。今、農業外の仕事に従事する若者にとって魅力ある農業とは何かを考えることが多い。後継者がいる人も、将来後継者となり得るかどうかが昨今の農政、農業事情に不安を感じる。

大卒での合意に至っていないPPP交渉も、規制改革実施計画が閣議決定され、見直しが行われることになった農業委員会のある方問題も、国の経済政策の一辺倒の考えではなく、将来の日本の農業と農村を発展させる視点から農業政策を考えるなら、望ましい結論が出るのではとわずかな期待を寄せている。(六八)